

**科学研究費助成事業 研究成果報告書**

平成 28 年 5 月 29 日現在

機関番号：16201

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2014～2015

課題番号：26885051

研究課題名(和文) 民事手続における将来の権利の取扱いについて

研究課題名(英文) For treatment of the action for specific future performance in Japanese civil procedure

研究代表者

春日川 路子 (Kasugakawa, Michiko)

香川大学・法学部・講師

研究者番号：50735537

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,600,000円

研究成果の概要(和文)：本研究期間において、将来の給付の訴えで訴求できる対象および将来の給付の訴えが適法となる場合を具体化する研究を進めた。特に一回的給付の場合には、特定できる請求であり、判決主文の通りの権利・法律関係となる可能性が高い場合には、将来の給付の訴えの対象となりうるとの結論を導いた。将来の給付の訴えと確認の訴えとの関連について明らかにするためには、確認の訴えの対象および確認の利益が認められる場合をさらに深く研究する必要があるとの結論に至った。

研究成果の概要(英文)：In this research period researcher studied treatment of the action for specific future performance, so called in Japanese "Syourai no kyuuho no uttae" and in Germany "die Klage auf kuenftige Leistung", in Japanese civil procedure. Especially researcher tried to define, what are permissible objects of the action for specific future performance and when is such an action for specific future performance allowed in Japanese civil procedure. In case of only once performance has researcher found one of type of such permissible objects of the action for specific future performance, which are definable and quite certain to become same situation as judgement. Through this research has Researcher also recognized a need to research the action for establishment, so called in Japanese "Kakunin no uttae" and in Germany "die Feststellungsklage", for example, Relation between the action for specific future performance and the action for establishment.

研究分野：民事法学

キーワード：給付の訴え

## 1. 研究開始当初の背景

民事訴訟における給付の訴えは、口頭弁論終結前に履行期が到来した権利・法律関係についてのみ提起できるのが原則である(現在の給付の訴え)。しかしながら、民事訴訟法135条は「将来の給付を求める訴えは、あらかじめその請求をする必要がある場合に限り、提起することができる」との表現で、口頭弁論終結後に履行期が到来する権利・法律関係についても、給付の訴えの提起を許容する。これは、将来の給付の訴えと呼ばれる。

従来このような将来の給付の訴えの対象は、一回的な給付を求める期限付請求権及び停止条件付請求権と考えられ、解釈上の問題点は指摘されてこなかった。だが将来にわたって継続的に発生する将来の損害賠償請求権を訴求できるのかが問題となった大阪国際空港事件以降、将来給付の適法性が大きく議論されるようになった。最大判昭和56年12月16日民集35巻10号1369頁は、将来給付の対象となり得るのは継続的不法行為に基づき将来発生する損害賠償請求権のなかでも土地の不法占拠者に対して明渡義務の履行完了までの賃料相当額の損害金を請求する場合であり、航空機の騒音によって発生する損害賠償請求権は対象にならないと判断した。この後将来発生する損害賠償請求権及び不当利得返還請求権を訴求する将来の給付の訴えは、最高裁昭和56年判決を引用して却下されている(最判平成19年5月29日集民224号117頁や最判平成24年12月21日判時2175号20頁等)。対して学説は、最高裁昭和56年判決の団藤裁判官の反対意見を主な論拠として判例に反対する。すなわち、請求権発生基礎となる事実関係が継続的に存在し将来にわたって確実に継続するとの事情がある場合には、最小限度の損害の発生に限定し支払いの終期を定めることで、航空機の騒音によって発生する損害賠償請求権も将来給付の対象になると説明する。さらに最高裁平成19年判決に付された田原裁判官の反対意見を根拠として、将来の給付の訴えの利益のなかで適法性は将来発生する不確定要素の立証を原告と被告のどちらに負担させるのが妥当かを、事案ごとに利益考量することによって、将来給付の適法性は判断されるべきとの見解もある。民事訴訟法135条のいう「あらかじめその請求をする必要」が認められるのはどのような場合か、どのような権利や請求権が対象となるのかとの点につき、実務上および学説上もいまだに議論が続いている。

## 2. 研究の目的

本研究期間において、まずは将来の給付の訴えが適法となる場合を具体化させるべく研究を進めた。つまり、将来の給付の訴えにおいては、どのような権利・法律関係がその対象となるのか、どのような事情があり、いかなる要素を満たす場合に、将来の給付の訴

えが適法となるのか、検討を加えた。こうした将来の給付の訴えそのものに関する研究に加えて、将来の権利・法律関係がその対象になる可能性があるという点で類似する、確認の訴えに着目した。従って、権利・法律関係が存在することの確認を求める訴えの機能および適法となる要件を明らかにすることを目指した。すなわち、将来の権利・法律関係は確認の訴えの対象になるのか、いかなる将来の権利・法律関係が対象になりうるのか、どのような事情があり、いかなる要素を満たす場合に確認の利益が許容されるのかを明らかにしようとした。最終的には、将来の給付の訴えと将来の権利・法律関係の確認の訴えの比較を行い、これらの研究により、将来の権利・法律関係を民事訴訟上ではどの訴えで取扱うのがよいか、将来の給付の訴えと確認の訴えの適用範囲を明確に区分する基準の定立を目指した。

## 3. 研究の方法

本研究期間を通じて、以下の方法により研究を進めた。まずは、最判平成11年1月21日民集54巻1号1頁をはじめとする日本法の判例をドイツ民事訴訟法の規定および学説をもとに再度分析した。この手法により、将来給付が適法となるいくつかの事件類型のあいだの共通点の発見を目指した。次に、将来給付判決と請求権が存在するとの確認判決との比較を行った。この二つの判決の機能の差異から、将来の給付の訴えおよび確認の訴えの適用範囲を確定させることを目指した。

## 4. 研究成果

本研究期間の前半部分においては、将来の給付の訴えの適法性が問題となった重要判例を、「なぜ、どのような要素があれば適法となるのか」との観点からの再検討を行った。その成果としてまずは、一回的給付を求める事案についてではあるが、履行期末到来の敷金の返還を求める訴えの適法性およびそれを判断する要素を検討した論文を、所属する機関が発行する雑誌である香川法学第34巻1・2号43頁において発表した。この論文においては、いまだ賃貸借契約が継続しているうちに敷金返還請求権が存在することの確認の訴えを提起した事件(最判平成11年1月21日民集54巻1号1頁)を参考にして、この争いを将来の給付の訴えによって取り扱うことはできたのか、すなわち、履行期末到来の敷金の返還を将来の給付の訴えによって訴求できるのかとの問題を検討した。最終的な結論を導くにあたり、日本法の学説および将来の給付の訴えの先例である最高裁昭和56年判決のみならず、ドイツ民事訴訟法上の将来の給付の訴えの規定(ドイツ民事訴訟法257条,258条,259条)およびドイツの将来の給付の訴えについての学説および最高裁判所判例を参考にした。

本論文において、履行期末到来の敷金の返還を求める訴えの適法性を判断する要素として、請求の特定性、条件成就の可能性、主文の通り請求権が具体化する蓋然性の三点を示し、具体的事案にあてはめて検討した。その結果、履行期末到来の敷金の返還を求める将来の給付の訴えは不適法であるとの結論を導いた。すなわち、いまだ履行期の到来していない敷金返還請求権は、口頭弁論終結時においてその内容を確定できず、たとえ将来履行期が到来したとしても主文の通りに敷金が残存する可能性も高くはないために、将来の給付の訴えの対象にはなりえないと評価される。また、この論文の内容に関する報告を、2015年2月7日(土)に開催された香川大学民事手続法研究会において行った。

続いて、反復継続する給付に関する研究としては、共有者間において将来発生する不当利得の返還を将来の給付の訴えによって請求した事件である、最判平成24年12月21日集民242号117頁の判例批評を執筆した。

この批評においては、最高裁平成24年判決を検討するにあたり、先行する裁判例として、将来にわたって継続する不法行為に基づく損害賠償を請求した事件(一例として、最高裁昭和56年判決)に検討を加えた。さらにこれらの事件を参考にして判断がなされた、共有者間の不当利得の返還を求めた事件である、最高裁昭和63年判決についても分析した。結論としては、最高裁平成24年判決のなかで問題となった将来の不当利得返還請求権ないしは不当利得を求める法的地位というものは口頭弁論終結後の将来も継続して発生し存在し続けるかは不明確であり、そのような請求権ないしは法的地位を対象とする将来の給付の訴えは不適法であるとの法廷意見には理由があると判断した。加えて補足意見が示す、将来の給付の訴えの対象となる請求の判断に関する以下の見解、すなわち、将来発生すべき債権であっても「居住用家屋の賃料や建物の敷地の地代などで、将来にわたり発生する蓋然性が高いものについては将来の給付請求を認めるべき」との見解についても検討を加えた。最終的には、補足意見のこのような見解にはいまだ疑問が残るとの結論に至った。これは香川法学第34巻第3・4号(平成27年3月20日発行)81頁に掲載された。

本研究期間の後半においては、将来の給付の訴えと確認の訴えの適用範囲を区分する基準の定立に取り組んだ。平成27年6月13日には、関西民事訴訟法研究会若手研究会にて、「将来の給付の訴えと確認の訴え 適用される範囲とその区別」と題した研究発表を行った。この研究発表においては、日本法における将来の給付の訴えがどのような場合に適法となるのか、具体的には将来発生する権利や法律関係も対象となるのか、とのこれまでの研究を概説し、それに加えて、将来

の給付の訴えによっては訴求できない事案、権利や法律関係を、確認の訴えの対象とすることは可能か、将来の給付の訴えと確認の訴えの適用範囲を明確に区別することは可能かとの点について、ドイツ法との比較を中心とした、現時点での考察および今後の検討課題を報告した。この報告に対して、同年代の若手研究者や先輩にあたる先生方から、貴重なご意見をたまわった。特に、この研究発表を通して、日本法上の確認の訴えとドイツ民事訴訟法上の確認の訴えはその適用範囲および適法となる範囲について差異があり、確認の訴えそのものについても研究を深める必要があると認識した。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計2件)

春日川路子、将来の給付の訴えについて履行期末到来の敷金の返還を求める訴えの適否、香川法学、査読無、34巻1・2号、2014、pp43-79

[http://shark.lib.kagawa-u.ac.jp/kuir/metad\\_ata/27623](http://shark.lib.kagawa-u.ac.jp/kuir/metad_ata/27623)

春日川路子、判例批評 将来の給付の訴え給付の訴えを提起することのできる請求としての適格を有しないものとされた事例、香川法学、査読無、34巻3・4号、2014、pp201-214、

[http://shark.lib.kagawa-u.ac.jp/kuir/metad\\_ata/27686](http://shark.lib.kagawa-u.ac.jp/kuir/metad_ata/27686)

〔学会発表〕(計0件)

〔図書〕(計0件)

〔産業財産権〕  
出願状況(計0件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年月日：  
国内外の別：

取得状況(計0件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年月日：  
取得年月日：

国内外の別：

〔その他〕  
ホームページ等

6．研究組織

(1)研究代表者

春日川 路子 (KASUGAKAWA, Michiko)

香川大学・法学部・講師

研究者番号：50735537

(2)研究分担者

なし

(3)連携研究者

なし